
プロジェクト **IFRS S1 号に相当する基準の開発**

項目 **ガイダンスの情報源**

I. 本資料の目的

1. サステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）は、第 7 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 1 月 18 日開催）において、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」（以下「IFRS S1 号」という。）に相当する基準（日本版 S1 基準）の開発を当委員会の審議テーマとすることを決定した。
2. 本資料は、日本版 S1 基準における**ガイダンスの情報源**に関する定めについて検討することを目的としている。なお、本論点に関連する論点として、ISSB の IFRS S2 号「気候関連開示」に相当する基準（日本版 S2 基準）における気候関連のガイダンスの情報源に関する定めについて、審議事項 A2-4「気候関連のガイダンスの情報源」において検討を行っている。

II. 事務局による提案の要約

3. 本論点に関する事務局の提案を要約すると、次のとおりである（後述の第 72 項参照）。
 - (1) ガイダンスの情報源に関する定めについて、次のようにした上で IFRS S1 号の定めを日本版 S1 基準に取り入れる。
 - ① 「開示トピック」の定義において参照するガイダンスの情報源に「当委員会が公表するサステナビリティ開示基準」を追加する。
 - ② 「適用しなければならない」ガイダンスについて、IFRS S1 号において「IFRS サステナビリティ開示基準」となっているものを、日本版 S1 基準では「当委員会が公表するサステナビリティ開示基準」とする。
 - ③ 「SASB スタンドアード」について、日本版 S1 基準では、特定の時点（例えば、当委員会が日本版 S1 基準の公開草案を公表する日とすることが考えられる。）で公表されているものを参照し、その適用可能性を考慮することを要求する。
 - ④ ISSB が公表する「IFRS サステナビリティ開示基準」について、日本版 S1 基準では、「参照し、その適用可能性を考慮することができる」ガイダンスを追加する。

- ⑤ 「適用可能性を考慮しなければならない」という定めを満たす方法について、日本版 S1 基準（結論の背景を想定している。）に記載する。

(2) ガイダンスの情報源に関する定め適用プロセスに関する補足文書を開発する。

Ⅲ. ISSB 基準の理解

4. IFRS S1 号付録 A では、本論点に関連する用語として、「開示トピック」について、次のように定めている（和訳は事務局による仮訳。以下同じ）。

<p>disclosure topic</p> <p>A specific sustainability-related risk or opportunity based on the activities conducted by entities within a particular industry as set out in an IFRS Sustainability Disclosure Standard or a SASB Standard.</p> <p>開示トピック</p> <p>「IFRS サステナビリティ開示基準」又は「SASB スタンダード」において示された、特定の産業における企業が行う活動に基づく、具体的なサステナビリティ関連のリスク又は機会</p>
--

5. IFRS S1 号では、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する際のガイダンスの情報源について、次のように定めている。

<p>54 In identifying sustainability-related risks and opportunities that could reasonably be expected to affect an entity’s prospects, an entity shall apply IFRS Sustainability Disclosure Standards.</p> <p>企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するにあたり、企業は「IFRS サステナビリティ開示基準」を適用しなければならない。</p>
<p>55 In addition to IFRS Sustainability Disclosure Standards:</p> <p>(a) an entity shall refer to and consider the applicability of the disclosure topics in the SASB Standards. An entity might conclude that the disclosure topics in the SASB Standards are not applicable in the entity’s circumstances.</p> <p>(b) an entity may refer to and consider the applicability of:</p> <p>(i) the CDSB Framework Application Guidance for Water-related Disclosures and the CDSB Framework Application Guidance for Biodiversity-related Disclosures (collectively referred to as ‘CDSB Framework Application Guidance’);</p> <p>(ii) the most recent pronouncements of other standard-setting bodies whose requirements are designed to meet the information needs of users of general purpose financial reports; and</p> <p>(iii) the sustainability-related risks and opportunities identified by entities that operate in the same industry(s) or geographical region(s).</p> <p>IFRS サステナビリティ開示基準に加え、</p>

- (a) 企業は、「SASB スタンダード」における開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮しなければならない。企業は、「SASB スタンダード」における開示トピックが当該企業の状況に照らして適用されないと結論付ける場合がある。
- (b) 企業は、次のものを参照し、その適用可能性を考慮することができる。
 - (i) 「水関連開示のための CDSB フレームワーク適用ガイダンス」及び「生物多様性関連開示のための CDSB フレームワーク適用ガイダンス」（あわせて「CDSB フレームワーク適用ガイダンス」という。）
 - (ii) 一般目的財務報告書の利用者の情報ニーズを満たすように要求事項が設計されている他の基準設定主体による直近の公表文書
 - (iii) 同じ産業又は地理的地域において事業を営む企業によって識別されたサステナビリティ関連のリスク及び機会

6. また、IFRS S1 号では、識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会に適用される開示要求を識別する際のガイダンスの情報源について、次のように定めている。

- 56 In identifying applicable disclosure requirements about a sustainability-related risk or opportunity that could reasonably be expected to affect an entity’s prospects, an entity shall apply the IFRS Sustainability Disclosure Standard that specifically applies to that sustainability-related risk or opportunity.
- 企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク又は機会に関する適用される開示要求を識別するにあたり、企業は、そのサステナビリティ関連のリスク又は機会に具体的に適用される「IFRS サステナビリティ開示基準」を適用しなければならない。
- 57 In the absence of an IFRS Sustainability Disclosure Standard that specifically applies to a sustainability-related risk or opportunity, an entity shall apply judgement to identify information that:
- (a) is relevant to the decision-making of users of general purpose financial reports; and
 - (b) faithfully represents that sustainability-related risk or opportunity.
- サステナビリティ関連のリスク又は機会に具体的に適用される「IFRS サステナビリティ開示基準」が存在しない場合、企業は、次のすべての情報を識別するために判断を適用しなければならない。
- (a) 一般目的財務報告書の利用者の意思決定に関連性がある。
 - (b) そのサステナビリティ関連のリスク又は機会を忠実に表現する。
- 58 In making the judgement described in paragraph 57:
- (a) an entity shall refer to and consider the applicability of the metrics associated with the disclosure topics included in the SASB Standards. An entity might conclude that the metrics specified in the SASB Standards are not applicable in the entity’s circumstances.
 - (b) an entity may—to the extent that these sources do not conflict with IFRS Sustainability Disclosure Standards—refer to and consider the applicability of:
 - (i) the CDSB Framework Application Guidance;
 - (ii) the most recent pronouncements of other standard-setting bodies whose requirements are designed to meet the information needs of users of general purpose financial reports; and

(iii) the information, including metrics, disclosed by entities that operate in the same industry(s) or geographical region(s).

(c) an entity may—to the extent that these sources assist the entity in meeting the objective of this Standard and do not conflict with IFRS Sustainability Disclosure Standards—refer to and consider the applicability of the sources specified in Appendix C.

第 57 項で記述された判断を行うにあたり、

(a) 企業は、「SASB スタンダード」に含まれる開示トピックに関連する指標を参照し、その適用可能性を考慮しなければならない。企業は、「SASB スタンダード」で定められた指標が当該企業の状況に照らして適用されないと結論付ける場合がある。

(b) 企業は、これらの情報源が「IFRS サステナビリティ開示基準」と矛盾しない範囲で、次のものを参照し、その適用可能性を考慮することができる。

(i) 「CDSB フレームワーク適用ガイダンス」

(ii) 一般目的財務報告書の利用者の情報ニーズを満たすように要求事項が設計されている他の基準設定主体による直近の公表文書

(iii) 同じ産業又は地理的地域において事業を営む企業によって識別されたサステナビリティ関連のリスク及び機会

(c) 企業は、これらの情報源が本基準の目的を達成する上で企業を支援する範囲で、また、「IFRS サステナビリティ開示基準」と矛盾しない範囲で、付録 C に識別されている情報源を参照し、その適用可能性を考慮することができる。

C1 This Standard requires (see paragraph 57) that in the absence of an IFRS Sustainability Disclosure Standard that specifically applies to a sustainability-related risk or opportunity, an entity shall apply judgement to identify information that:

(a) is relevant to the decision-making of users of general purpose financial reports; and

(b) faithfully represents that sustainability-related risk or opportunity.

本基準は、サステナビリティ関連のリスク又は機会に具体的に適用される「IFRS サステナビリティ開示基準」が存在しない場合、企業は、次のすべての情報を識別するために判断を適用しなければならないと要求している（第 57 項参照）。

(a) 一般目的財務報告書の利用者の意思決定に関連性がある。

(b) そのサステナビリティ関連のリスク又は機会を忠実に表現する。

C2 In making that judgement, an entity may—to the extent that these sources assist the entity in meeting the objective of this Standard (see paragraphs 1–4) and do not conflict with IFRS Sustainability Disclosure Standards—refer to and consider the applicability of:

(a) the Global Reporting Initiative Standards; and

(b) the European Sustainability Reporting Standards.

その判断を行うにあたり、これらの情報源が、本基準の目的（第 1 項から第 4 項参照）を達成する上で企業を支援する範囲で、また、「IFRS サステナビリティ開示基準」と矛盾しない範囲で、企業は次のものを参照し、適用可能性を考慮することができる。

(a) グローバル・レポーティング・イニシアティブ基準

(b) 欧州サステナビリティ報告基準

C3 In applying the sources of guidance specified in paragraph C2, an entity shall not obscure material information required by IFRS Sustainability Disclosure Standards (see paragraph B27). If an entity applies the sources of guidance specified in paragraph C2 without applying the requirements in IFRS Sustainability Disclosure Standards, the entity shall not make an explicit and unreserved statement of compliance with IFRS Sustainability Disclosure Standards.

C2 項に定めるガイダンスの情報源を適用するにあたり、企業は「IFRS サステナビリティ開示基準」で要求されている重要性がある情報を不明瞭にしてはならない (B27 項参照)。企業が「IFRS サステナビリティ開示基準」の要求事項を適用することなく、C2 項に定めるガイダンスの情報源を適用する場合、企業は「IFRS サステナビリティ開示基準」に関する明示的かつ無限定の準拠の表明を行ってはならない。

7. さらに、IFRS S1 号では、ガイダンスの情報源に関する情報の開示について、次のように定めている。

59 A entity shall identify:

- (a) the specific standards, pronouncements, industry practice and other sources of guidance that the entity has applied in preparing its sustainability-related financial disclosures, including, if applicable, identifying the disclosure topics in the SASB Standards; and
- (b) the industry(s) specified in the IFRS Sustainability Disclosure Standards, the SASB Standards or other source of guidance relating to a particular industry(s) that the entity has applied in preparing its sustainability-related financial disclosures, including in identifying applicable metrics.

企業は、次のすべてを識別しなければならない。

- (a) 企業がサステナビリティ関連財務開示の作成（該当がある場合には、「SASB スタンドアード」における開示トピックの識別を含む。）にあたり適用した、具体的な基準、公表文書、産業の実務及び他のガイダンスの情報源
- (b) 企業がサステナビリティ関連財務開示の作成（適用される指標の識別を含む。）にあたり適用した、「IFRS サステナビリティ開示基準」、「SASB スタンドアード」又は特定の産業に関連するその他のガイダンスの情報源によって特定された産業

IV. 公開草案に対する当委員会のコメント

8. 当委員会は、ガイダンスの情報源に関連して、IFRS S1 号の公開草案に対し、次のコメントを行った。

- (1) ISSB の支配が及ばない外部組織が公表する指針等が自動的に IFRS サステナビリティ開示基準の一部を構成するという提案に懸念を有している。
- (2) IFRS S1 号の公開草案に示されていたサステナビリティ関連のリスク及び機会並びに関連する開示の識別プロセスは理解しづらいため、「適用する (apply)」、「参照する (refer)」及び「考慮する (consider)」の使い分けや、「しなければならない (shall)」及び「することができる (may)」の使い分けを明確に行うべきである。

- (3) 具体的なテーマ別の IFRS サステナビリティ開示基準が存在しない場合は、IFRS S2 号「気候関連開示」（以下「IFRS S2 号」という。）ほどの詳細な開示を行うことは求められず、比較的粒度の粗い開示も許容される旨を IFRS S1 号において明らかにすべきである。

V. 事務局による分析

当委員会が公表する基準等

9. 公益財団法人財務会計基準機構の「サステナビリティ開示基準の開発に係る適正手続に関する規則」¹（2023 年 11 月 15 日最終改正。以下「適正手続規則」という。）第 11 条において、当委員会が適正手続を経て公表するサステナビリティ開示基準及びその実務上の取扱いに関する指針（本資料において、これらをあわせて「サステナビリティ開示基準」という。）は、次のとおりであることが定められている。

- (1) サステナビリティ開示ユニバーサル基準（以下「ユニバーサル基準」という。）

サステナビリティ開示基準の全体像の説明及び基本となるルール

- (2) サステナビリティ開示テーマ別基準（以下「テーマ別基準」という。）

サステナビリティ情報に関する全般的な開示及びテーマ別の開示を定める基準

- (3) サステナビリティ開示産業別基準（以下「産業別基準」という。）

サステナビリティ情報に関する産業別の開示を定める基準

- (4) サステナビリティ開示実務対応基準（以下「実務対応基準」という。）

(1) から (3) のいずれにも該当しない分野について、一定の開示を定める基準

10. 当委員会が現在開発中の日本版 S1 基準は、ユニバーサル基準として公表するものと、テーマ別基準として公表するものに分割することを想定している。なお、IFRS S2 号に相当する基準（日本版 S2 基準）は、テーマ別基準として公表することを想定している。

11. 一方、IFRS S2 号の付属ガイダンスに含まれる「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」（以下「産業別ガイダンス」という。）は、将来において要求される開示となるべきとの意向が ISSB より示されている（IFRS S2 号 BC138 項）ものの、現時点では IFRS S2 号の一部を構成するものではないとされている。当委員会は、当初は強制力がないもの

¹ https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/ue_process-ssbj_20231115.pdf

の将来的に強制力がある基準となる可能性があるとして ISSB が位置付けた文書については、強制力を持つことになった時点で、当委員会として、当該文書の内容について、当委員会が開発する基準に取り入れることを検討するとしている²。したがって、当委員会が現在着手している日本版 S1 プロジェクト及び日本版 S2 プロジェクトの結果として、産業別基準を公表することは予定していない。

12. また、当委員会が現在着手している日本版 S1 プロジェクト及び日本版 S2 プロジェクトの結果として、実務対応基準を公表することは予定していない。

議論のための準備：用語の定義

13. 議論のための準備として、IFRS S1 号と同様に「開示トピック」の用語を定義することが考えられる。
14. 一方、IFRS S1 号の定義では、このような開示トピックが「IFRS サステナビリティ開示基準」又は「SASB スタンダード」に示されたものである旨の言及がある。当委員会が公表するサステナビリティ開示基準において、開示トピックが含まれる可能性があるものは、次のとおりであると考えられる。
- (1) 当委員会が公表するサステナビリティ開示基準
 - (2) ISSB が公表する「IFRS サステナビリティ開示基準」及び付属するガイダンス
 - (3) IFRS 財団が公表する「SASB スタンダード」
15. よって、日本版 S1 基準における「開示トピック」の定義は、次のようにすることが考えられる。

「開示トピック」とは、次のガイダンスの情報源において示された、特定の産業に属する企業が行う活動に基づく、具体的なサステナビリティ関連のリスク又は機会をいう。

- ① 当委員会が公表するサステナビリティ開示基準
- ② 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が公表する「IFRS サステナビリティ開示基準」及び付属するガイダンス
- ③ IFRS 財団が公表する「SASB スタンダード」

² 当委員会が公表している「現在開発中のサステナビリティ開示基準に関する今後の計画」を参照。
<https://www.asb.or.jp/jp/project/plan-ssbj.html>

検討方針

16. サステナビリティ関連のリスク及び機会並びにこれらに適用される開示要求の識別は、サステナビリティ関連財務開示を作成する上で根幹となる部分であると考えられる。ISSBは、特に現時点においては、IFRS サステナビリティ開示基準が IFRS S1 号及び IFRS S2 号しか存在しないため、適用のコストを低減させるためにガイダンスの情報源に関する定めが有用であるとしている（IFRS S1 号 BC125 項）。
17. 当委員会が公表するサステナビリティ開示基準においても、当面の間は、IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する日本版 S1 基準及び日本版 S2 基準しか存在しない状態となることが見込まれるが、このような状況において、ガイダンスの情報源に関する定めを設けない場合、どのようなリスク及び機会を識別し、どのような開示を行うべきかを検討するにあたり、企業は際限なく多様なガイダンスを参照することになる可能性があり、開示のための負担が過度に大きくなる可能性があると考えられる。このため、当委員会が公表するサステナビリティ開示基準においてもガイダンスの情報源に関する定めを開発することが考えられる。
18. この際、同様のサステナビリティ関連のトピックに関する開示は、当委員会が公表するサステナビリティ開示基準に基づきサステナビリティ関連財務開示を作成する企業か、IFRS サステナビリティ開示基準に基づきサステナビリティ関連財務開示を作成する企業かによらず、企業間で可能な限り比較可能にすることが有用であると考えられる。そのためには、サステナビリティ関連のリスク及び機会並びにこれらに適用される開示要求の識別において用いるガイダンスの情報源について、IFRS サステナビリティ開示基準の考え方と整合させることが適切と考えられる。
19. ここで、IFRS S1 号におけるガイダンスの情報源に関する要求事項では、「適用しなければならない (shall apply)」という表現は、IFRS サステナビリティ開示基準を適用するという文脈でのみ用いられており、「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない (shall refer to and consider the applicability of)」という表現は、IFRS サステナビリティ開示基準以外のガイダンス（産業別ガイダンスは IFRS S2 号の一部を構成しないとされているため、こちらに含まれると考えられる。）を参照するという文脈でのみ用いられている。このように、両者は明確に使い分けられているものと考えられる。
20. この点、IFRS S1 号 BC132 項では、次のような記載がある（下線は事務局による強調）。

ISSBは、ガイダンスの情報源を「考慮する」ことは何を意味するのかを明確化することが有用であると決定した。ISSBは、ガイダンスの情報源の考慮は、一般的に企業が整備しているプロセスを通じて行われると見込まれることに留意した。企業は「SASB スタンダード」を考

慮することを要求されるが、「SASB スタンダード」を適用することは要求されない。その代わりに、企業は一般目的財務報告書の利用者の意思決定ニーズに関連性があり、企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会を忠実に表現する情報を提供することを要求される。考慮したガイダンスの情報源が IFRS S1 号第 57 項で定めている要求事項を満たす開示をもたらさないと企業が判断する場合には、企業はこれらのガイダンスの情報源を適用することを要求されない。ISSB は、企業が考慮することを要求される（「考慮しなければならない」）情報源と考慮することが容認されるが要求されない（「考慮することができる」）情報源とを区別することが重要である（important）ことに同意した。ISSB は、「SASB スタンダード」を考慮することを企業に要求することは、実務の多様性を限定し比較可能性（特に同業他社との間で）を改善するのに役立つことによって、利用者にとって有益であることに留意した。しかし、ISSB はまた、企業がガイダンスの情報源を「適用する」のではなく「考慮する」ことを要求すると当該便益を低下させることにも留意した。

21. このため、「適用しなければならない」場合には、当該ガイダンスに記載されている事項が要求される一方、「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」場合には、（当該ガイダンスを参照し、その適用可能性を考慮することは要求されるものの）当該ガイダンスに記載されている事項は必ずしも要求されないことを意味しているものと考えられる（このため、IFRS S1 号では、考慮した結果、適用すると結論付ける場合と、企業の状況に照らして適用しないと結論付ける場合とがある旨が明示されているものと考えられる。）。
22. 以上のような理解に基づき、以下では、IFRS S1 号の定め趣旨を確認しつつ、日本版 S1 基準においてどのような対応を取るべきか検討することが考えられる。

サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別

（「適用しなければならない」という定め）

23. IFRS S1 号では、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するにあたり、まず、「IFRS サステナビリティ開示基準」を適用することを要求している（IFRS S1 号第 54 項）。この定めがあることにより、IFRS S1 号及び IFRS S2 号しか存在しない現状においては、気候に関しては IFRS S2 号を適用し、気候以外に関しては IFRS S1 号を適用することが明らかになると考えられる。日本版 S1 基準においても、このような考え方を取り入れることが有用と考えられるため、IFRS S1 号第 54 項の定めを日本版 S1 基準に取り入れることが考えられる。

（「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」という定め）

24. その上で、IFRS S1 号では、「SASB スタンダード」における開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮することを要求している（IFRS S1 号第 55 項(a)）。また、「CDSB フレームワーク適用ガイダンス」等を参照し、その適用可能性を考慮することを容認している（IFRS S1 号第 55 項(b)）。
25. IFRS S1 号において、前項に記載したように、ガイダンスの情報源に関する定めが「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」と「参照し、その適用可能性を考慮することができる」ものに区別されているのは、当委員会を含め、ISSB の支配が及ばない外部組織が公表する指針等が自動的に基準の一部を構成することを懸念する意見が多く聞かれた（本資料の第 8 項(1)参照）ことに加え、「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」という表現は、列挙されたすべてのガイダンスの情報源の考慮を要求することになることを示唆し、企業（及び保証業務実施者）にとって大きな負担となる可能性があるとの意見が聞かれた（IFRS S1 号 BC127 項）ことから、これに対処するため、ISSB の支配が及び、ISSB 自身が改正作業を行う「SASB スタンダード」についてのみ「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」ものにしたものと考えられる。
26. また、IFRS サステナビリティ開示基準では、ISSB の支配が及ばない指針等について、仮にその内容が改正された場合に、自動的にその改正内容が ISSB 基準の一部を構成するようにはせず、都度、改正内容について ISSB が検討することができるようにしたものと、改正内容が自動的に ISSB 基準の一部を構成するようにしたものがあると考えられる。
27. 例えば、IFRS S2 号において、「温室効果ガス（GHG）プロトコル」は、2004 年に公表されたものを適用することとされている（IFRS S2 号第 29 項(a)(ii)）。仮に、今後「GHG プロトコル」の改正が行われたときにその改正内容が自動的に IFRS S2 号の一部を構成することとした場合、その改正内容が必ずしも IFRS S2 号の目的に沿ったものとなるとは限らず、実務が混乱する可能性があることを踏まえ、改正内容が自動的に IFRS S2 号に取り込まれないよう、基準上、特定の時点のガイダンスを適用することを要求し、改正内容を IFRS S2 号に反映させる場合には、改正の都度、ISSB において審議を行い、IFRS 財団のデュー・プロセスに従って公開草案を公表した上で IFRS S2 号の改正を行うことができるようにしたものと考えられる。
28. 一方、同じ IFRS S2 号でも、7 種類の温室効果ガスを CO₂ 換算値に換算する際に適用することを要求する地球温暖化係数については、報告日時点で利用可能な最新の「気候変動に関する政府間パネル」（IPCC）の評価（以下「IPCC 報告書」という。）を用いることを要求している。これは、IPCC 報告書は政府間の取組みであり、無料で適時に情報を入

手することが可能であると考えられることに加え、参照する地球温暖化係数は IPCC 報告書の一部分にすぎず、さらに係数であり、翻訳に時間を要しないと考えられることから、短時間に最新のものを利用することが可能であるため、GHG プロトコルのように、改正の都度、公開草案を公表する必要はないと判断しているものと考えられる³。

29. ここで、当委員会の支配が及ぶ指針等は、当委員会が公表するサステナビリティ開示基準のみである。このため、本資料の第 25 項から第 28 項において検討した内容を踏まえると、日本版 S1 基準において、IFRS S1 号第 55 項(a)のように何らかのガイダンスを「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」とする定めを取り入れるべきかどうか論点になると考えられる。

案 A：日本版 S1 基準においては、IFRS S1 号第 55 項(a)のように何らかのガイダンスを「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」とする定めを取り入れることはしない。

案 B：日本版 S1 基準において、IFRS S1 号第 55 項(a)のように何らかのガイダンスを「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」とする定めを取り入れるものの、特定の時点（例えば、当委員会が日本版 S1 基準の公開草案を公表する日とすることが考えられる。）で公表されている「SASB スタンダード」を「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」ガイダンスとする。

案 C：日本版 S1 基準において、IFRS S1 号第 55 項(a)の定めをそのままの形で取り入れ、「SASB スタンダード」を「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」ガイダンスとする。

案 A について

30. 案 A は、当委員会の支配が及ぶ指針等であるかどうか、また、当委員会の支配が及ぶ指針等ではない場合でも、その改正内容を自動的に基準の一部とするものとして扱うことが適切かどうかという観点を重視したものである。
31. 「SASB スタンダード」は IFRS 財団の公表する指針等であり、当委員会の支配が及ぶ指針等ではないため、当委員会として IFRS 財団及び ISSB に対してコメントを行うことはできても、当委員会自身は改正作業を行わない。また、仮に今後「SASB スタンダード」が改正されたときにその改正内容を自動的に当委員会が公表するサステナビリティ開示基準の一部とすることとした場合、その改正内容が必ずしも当委員会が公表するサステナ

³ 第 22 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 10 月 2 日開催）審議事項 A2-4「CO₂相当量に変換した温室効果ガスの集約」参照。

ビリティ開示基準の目的に沿ったものとなるとは限らず、実務が混乱する可能性がある。このような考え方に基づく場合、「SASB スタンダード」は「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」ガイダンスとすべきではないと考えられる。

32. ここで、「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」という定めと「参照し、その適用可能性を考慮することができる」という定めは、考慮することが要求されるかどうかの違いはあれ、本資料の第 21 項に記載したとおり、「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」場合でも、当該ガイダンスに記載されている事項は必ずしも要求されないことを意味しているものと考えられる。このため、「参照し、その適用可能性を考慮することができる」という定めにおいて企業が考慮することを選択した場合、適用可能性に関して企業が行う判断は、いずれの定めにも拠ったとしても異なる（したがって、実際に開示される情報は変わらない）ものと考えられる。このため、案 A に拠った場合、「SASB スタンダード」は「参照し、その適用可能性を考慮することができる」ガイダンスとして取り扱うことが考えられる。
33. この点、例えば、気候関連開示を既に制度化しているニュージーランドでは、「SASB スタンダード」の参照が考えられる旨を結論の根拠において示しているものの、基準上「SASB スタンダード」を参照することを要求してはいない⁴。また、2023 年 10 月に公表されたオーストラリアの豪州サステナビリティ報告基準 (ASRS) の公開草案⁵においても、「SASB スタンダード」を参照することを要求していない。このため、案 A のように、日本版 S1 基準において「SASB スタンダード」を参照することを要求しないこととした場合でも、我が国のみが他の法域と異なるという状態にはならないと考えられる。

案 B について

34. 案 B は、IFRS S1 号と同じ定めを取り入れることにより、日本版 S1 基準について、国際的な整合性を大きく損なわないものとするべきという観点を重視したものである。この考え方に基づけば、「SASB スタンダード」は、IFRS S1 号第 55 項(a)と同様に、「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」ガイダンスとすることになると考えられる。
35. IFRS S1 号第 55 項(a)において、「SASB スタンダード」が「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」ガイダンスとされているのは、産業固有の開示が主要な利用者にとって有用であり、「SASB スタンダード」の使用が適用コストを低減させ、主要な利用者にとって有用であり、比較可能である開示をもたらすと見込まれると考えられたためであるとされている (IFRS S1 号 BC130 項)。IFRS S1 号第 55 項(a)のように何らか

⁴ <https://www.xrb.govt.nz/dmsdocument/4770>

⁵ https://www.aasb.gov.au/admin/file/content105/c9/AASBED_SR1_10-23.pdf

のガイダンスを「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」とする定めを日本版 S1 基準に取り入れ、「SASB スタンダード」を参照し、その適用可能性を考慮することを要求することにより、日本版 S1 基準においても、同様のことが見込まれることになると考えられる。

36. ここで、「SASB スタンダード」について「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」ガイダンスとした場合に最も懸念されることは、「SASB スタンダード」が改正された場合に、その内容が自動的に当委員会の公表するサステナビリティ開示基準の一部を構成することになるという点であると考えられる。
37. この問題に対処するため、IFRS S2 号における GHG プロトコルの取扱いと同様に、特定の時点（例えば、当委員会が日本版 S1 基準の公開草案を公表する日とすることが考えられる。）で公表されている「SASB スタンダード」を参照し、その適用可能性を考慮することを要求することが考えられる。本資料の第 27 項において検討したとおり、こうすることにより、今後、「SASB スタンダード」が改正された場合、改正の都度、当委員会において審議を行い、適正手続規則に従って公開草案を公表した上で基準の改正を行うことができるようになると考えられ、IFRS S1 号第 55 項(a)のように何らかのガイダンスを「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」とする定めを日本版 S1 基準に取り入れることはしないという案 A に拠らずとも、前項のような懸念は十分に低減することができると考えられる。
38. ただし、案 B は、「SASB スタンダード」が改正された場合でも、その改正内容が直ちに日本版 S1 基準に反映されるわけではないため、少なくとも一時的に IFRS S1 号と日本版 S1 基準で開示される情報が異なることになる可能性があると考えられる。

案 C について

39. 案 C は、案 B と同様に、IFRS S1 号と同じ定めを取り入れることにより、日本版 S1 基準について、国際的な整合性を大きく損なわないものとすべきという観点を重視したものであるが、案 B のような修正は加えず、IFRS S1 号第 55 項(a)の定めをそのままの形で取り入れるという案である。
40. 案 C においても、本資料の第 35 項に記載したように、適用コストの低減や、主要な利用者にとって有用であり、比較可能である開示が行われることが、日本版 S1 基準においても見込まれることになると考えられる。

41. また、案 C は、案 B とは異なり、IFRS S1 号と同様に、「SASB スタンダード」が改正された場合には、その改正内容が直ちに日本版 S1 基準に反映されるため、IFRS S1 号と日本版 S1 基準で開示される情報が異なることにはならないと考えられる。

事務局による検討

42. 当委員会は、日本版 S1 基準を高品質で国際的な比較可能性を大きく損なわせないものとするため、原則として国際的な基準の定めを取り入れる方針としている⁶。このため、IFRS S1 号の定めを取り入れるにあたっての懸念を解消できるのであれば、IFRS S1 号の定めと整合的な案を採用することが考えられる。
43. ここで、「SASB スタンダード」は、当委員会の支配が及ばない指針等ではあるものの、IFRS 財団の公表物であり、ISSB が維持及び改正に関する作業を行うものである。「SASB スタンダード」の改正に関するデュー・プロセスは IFRS サステナビリティ開示基準と同じではないものの、当委員会がこれまで IFRS 財団及び ISSB と築いてきた関係に鑑みると、当委員会の考えを IFRS 財団及び ISSB に伝えることは困難なことではないと考えられる。
44. これらの点を踏まえると、「SASB スタンダード」の改正内容が必ずしも当委員会が公表するサステナビリティ開示基準の目的に沿ったものにならず、実務が混乱する可能性（本資料の第 31 項参照）は、必ずしも高くはないと考えられる。したがって、国際的な整合性を大きく損なわないものとするため、本資料の第 29 項における案 B 又は案 C を採用することが考えられる。
45. 一方で、たとえ当委員会が IFRS 財団及び ISSB に考えを伝えやすい関係を維持していたとしても、当委員会の意図せぬ改正が行われる可能性がないとは言えないと考えられる。当委員会が公表するサステナビリティ開示基準を安定的に利用できるようにするためには、サステナビリティ関連財務開示を作成する上で根幹となる部分（本資料の第 16 項参照）について、当委員会として何らの検討も行うこともなく自動的に改正内容を取り入れるような設計とすべきではないと考えられる。
46. この観点からは、本資料の第 38 項に記載した、案 B は、「SASB スタンダード」が改正された場合でも、その改正内容が直ちに日本版 S1 基準に反映されるわけではないため、少なくとも一時的に IFRS S1 号と日本版 S1 基準で開示される情報が異なることになる可能

⁶ 第 18 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 8 月 3 日開催）審議事項 A1-1「開発にあたっての基本的な方針」参照。

性があるという点については、そのような余地を残しておくことが重要であると考えられる。

47. 以上を踏まえると、本資料の第 29 項における案 B を採用し、IFRS S1 号第 55 項(a)のようにならかのガイダンスを「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」とする定めを日本版 S1 基準に取り入れ、特定の時点（例えば、当委員会が日本版 S1 基準の公開草案を公表する日とすることが考えられる。）で公表されている「SASB スタダード」を「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」ガイダンスとすることが考えられるかどうか。
48. なお、特定の時点で公表されている「SASB スタダード」を「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」ものとした場合、企業の負担を軽減するため、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、当該リスク及び機会に関する情報を開示するプロセスを説明する補足文書を開発することが考えられる。

（「参照し、その適用可能性を考慮することができる」という定め）

49. さらに、IFRS S1 号では、IFRS S1 号第 55 項(b)において「参照し、その適用可能性を考慮することができる」ものとして「CDSB フレームワーク適用ガイダンス」等が挙げられているが、これは、広く企業に用いられているガイダンスの情報源を使用できるようにすることによって、既にこれらのガイダンスに基づき開示を行っている企業にとって、サステナビリティ開示基準を使いやすいものとするを意図しているとされている（IFRS S1 号 BC135 項）。
50. これは我が国の企業にとっても同様であると考えられるため、日本版 S1 基準においても IFRS S1 号第 55 項(b) (i)から (iii)に掲げられたガイダンスの情報源について「参照し、その適用可能性を考慮することができる」ものに含めることが考えられる。これらのガイダンスの情報源についても、当委員会の支配が及ぶ指針等ではないことから、「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」ものとすべきではないと考えられる。また、そうすることにより、IFRS S1 号との整合性も確保されると考えられる。
51. なお、将来において ISSB が IFRS S3 号以降の新たな基準を公表した場合、当委員会が当該基準に相当する基準を開発することを決定したときは、基準の開発には一定程度時間がかかると考えられる。また、当委員会が当該基準に相当する基準を開発しないことも考えられる。

52. このような場合に備え、当委員会が当該 ISSB 基準に相当する基準を開発するまでの間に当該 ISSB 基準を参照することができるようにすることが考えられる。このため、「参照し、その適用可能性を考慮することができる」ものに、ISSB が公表する「IFRS サステナビリティ開示基準」を追加することが考えられる。

サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を開示するために適用する開示要求の識別

53. IFRS S1 号では、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を開示するために適用する開示要求を識別するにあたり、まず、そのサステナビリティ関連のリスク又は機会に具体的に適用される「IFRS サステナビリティ開示基準」を適用することを要求している（IFRS S1 号第 56 項）。IFRS S1 号第 54 項と同様に、この定めがあることにより、IFRS S1 号及び IFRS S2 号しか存在しない現状においては、気候に関しては IFRS S2 号を適用し、気候以外に関しては IFRS S1 号を適用することが明らかになると考えられる。日本版 S1 基準においても、このような考え方を取り入れることが有用と考えられるため、IFRS S1 号第 56 項の定めを日本版 S1 基準に取り入れることが考えられる。
54. また、IFRS S1 号では、サステナビリティ関連のリスク又は機会に具体的に適用する IFRS サステナビリティ開示基準が存在しない場合を想定し、関連性及び忠実な表現を満たす情報を識別するために判断を行うことを企業に要求している（IFRS S1 号第 57 項）。さらに、IFRS S1 号では、IFRS S1 号第 57 項で要求する判断の指針となるよう、参照するガイダンスの情報源について定めている（IFRS S1 号第 58 項）。
55. 日本版 S1 基準においても、関連性及び忠実な表現を満たす情報を開示することを要求する適正な表示に関する定めを取り入れる方向で検討を行っている⁷。また、「SASB スタンダード」について「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」とする IFRS S1 号第 58 項(a)についても、本資料の第 25 項から第 47 項までにおける検討と同様の考え方から、特定の時点（例えば、当委員会が日本版 S1 基準の公開草案を公表する日とすることが考えられる。）で公表されている「SASB スタンダード」であることを明示した上で日本版 S1 基準に取り入れることが考えられる。このため、IFRS S1 号第 57 項及び第 58 項の定めを日本版 S1 基準に取り入れることが考えられる。
56. ここで、IFRS S1 号第 58 項(b)及び(c)の定めを日本版 S1 基準に取り入れるにあたっては、当委員会が公表するサステナビリティ開示基準と矛盾しない範囲で、IFRS S1 号第 58

⁷ 第 18 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 8 月 3 日開催）審議事項 A1-6 「適正な表示」

- 項(b)(i)から(iii)及びC2項に掲げられたガイダンスの情報源を参照し、その適用可能性を考慮することができる旨を定めることが考えられる。
57. また、本資料の第51項及び第52項に記載した理由と同じ理由から、サステナビリティ関連のリスク又は機会に具体的に適用するテーマ別基準が存在しない場合に参照し、その適用可能性を考慮できるものに、ISSBが公表する「IFRSサステナビリティ開示基準」を追加することが考えられる。
58. なお、IFRS S1号では、リスク及び機会に関する情報を開示するために適用する開示要求を識別するにあたり、ガイダンスの情報源として「グローバル・レポーティング・イニシアティブ基準」及び「欧州サステナビリティ報告基準」の適用可能性を考慮することができる（IFRS S1号C2項）とされている。この点について、IFRS S1号の結論の根拠では、企業が開示する情報が一般目的財務報告書の利用者に関心のあるものとして識別されたトピックに関連するものであることを確保することを意図しているとの理由から、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するためにこれらの基準を参照することは容認されないとされている（IFRS S1号BC137項）。
59. このため、「グローバル・レポーティング・イニシアティブ基準」及び「欧州サステナビリティ報告基準」は、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別した後に、開示すべき情報を識別するために参照することが容認されているものである。IFRS S1号第58項(c)及びIFRS S1号C2項の定めを日本版S1基準に取り入れるにあたっては、前項及び本項の内容を日本版S1基準（結論の背景を想定している。）に記載することが考えられる。

ガイダンスの情報源に関する情報の開示

60. IFRS S1号では、サステナビリティ関連財務開示を作成するにあたり適用した、具体的な基準、公表文書、産業の実務及びその他のガイダンスの情報源並びにサステナビリティ関連財務開示を作成するにあたり特定した産業について識別することを要求している（IFRS S1号第59項）。
61. これらの情報は、サステナビリティ関連財務開示の作成の基礎となる事項であり、主要な利用者がサステナビリティ関連財務開示を理解する上で有用と考えられる。IFRS S1号第59項では、これらの情報の識別を要求するとされているものの、主要な利用者にとって有用な情報を提供するとの観点からは、これらの情報は識別した上で開示することが必要と考えられるため、IFRS S1号第59項の定めについて、これらの情報の開示を要求することを明確にした上で日本版S1基準に取り入れることが考えられる。

「適用可能性を考慮しなければならない」という定めを満たす方法

62. 「適用可能性を考慮しなければならない」ことを定めた要求事項は、IFRS S1 号第 55 項及び第 58 項で用いられているが、IFRS S1 号 BC132 項に示された考え方（本資料の第 20 項参照）に基づけば、それぞれ次のような観点から企業が判断することを要求するものであると考えられる。
- (1) IFRS S1 号第 55 項の場合には、参照したガイダンスに記載された事項が企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するという IFRS S1 号第 12 項の要求事項を満たすために必要かどうかを判断する。
 - (2) IFRS S1 号第 58 項の場合には、参照したガイダンスに記載された事項が IFRS S1 号第 57 項に示された 2 つの要件（関連性及び忠実な表現）を満たすために必要かどうかを判断する。
63. ここで、「考慮する（consider）」という行為は主観的であると考えられ、仮に将来において第三者による保証が求められることとなった場合、「適用可能性を考慮しなければならない」という要求事項を満たしているかどうかについて、企業が保証業務実施者に対して立証又は疎明するにあたり、問題となる可能性があると考えられる。
64. このため、企業がガイダンスの情報源の適用可能性を考慮した証跡を残す方法として、この定めを満たすために企業がどのような検討を行ったのか、その考慮の過程についての概要が理解できるものを、報告期間ごとに文書として明確にすることが考えられる。
65. ただし、IFRS S1 号は、考慮したガイダンスに記載されている事項について詳細に検討することを想定していないと考えられるため、当該文書は、例えば、どの産業のガイダンスを参照するのか、当該ガイダンスに記載されているリスク及び機会について識別するかどうか、当該ガイダンスに記載されている指標等の開示項目について開示するかどうかについて、簡潔な理由とともに記載したものとすることが考えられる。このことについても、日本版 S1 基準（結論の背景を想定している。）に記載することが考えられる。
66. なお、IFRS S1 号第 74 項では、サステナビリティ開示を作成する過程で企業が行った最も重大な判断に関する開示（以下「判断に関する開示」という。）について定められている。仮にこの定めを日本版 S1 基準に取り入れることとした場合、IFRS S1 号第 75 項(b)

において例示されているとおり、どのガイダンスの情報源を適用するかは、この開示の対象となる可能性がある⁸。

67. 前述の第 64 項における文書は、企業の外部に対して公表することを目的とするものではないが、どのガイダンスの情報源を適用するかは、前項に記載した「判断に関する開示」の対象となった場合には、前述の第 64 項における文書に記載した事項の全部又は一部について、サステナビリティ関連財務開示に記載することもあると考えられる。このことについても、日本版 S1 基準（結論の背景を想定している。）に記載することが考えられる。

具体的なテーマ別の基準が存在しない場合

68. 本資料の第 8 項(3)に記載したとおり、当委員会は、具体的なテーマ別の基準が存在しない場合は、詳細な開示を行うことは求められず、比較的粒度の粗い開示も許容される旨を明らかにすべきとのコメントを行っている。
69. これに対し、確定した IFRS S1 号では、具体的なテーマ別の基準が存在しない場合は、主要な利用者の意思決定に関連性があり、識別したサステナビリティ関連のリスク又は機会を忠実に表現する情報を識別するために判断を適用すると定めている（IFRS S1 号第 57 項）ものの、開示の粒度に関してこれ以上のことは定められていない。
70. IFRS S1 号では、企業の準備状況がさまざまであることを考慮して、IFRS S1 号の適用初年度において、気候関連のリスク及び機会のみについての情報を開示し、気候関連のリスク及び機会についての情報の開示に関連する限りにおいて、IFRS S1 号の要求事項を適用することが容認されるとの経過措置が定められたと考えられる（IFRS S1 号 E5 項）。
71. このため、日本版 S1 基準においても、IFRS S1 号の考え方を取り入れ、経過措置として対応すべきかどうかを検討することが考えられる。日本版 S1 基準においてどのような経過措置を定めるべきかについては、日本版 S1 基準の発効日とあわせて検討することが考えられる。

事務局による提案

72. 日本版 S1 基準において、次のことを定めることが考えられるがどうか。

⁸ 第 20 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 9 月 5 日開催）審議事項 A1-9「判断」において、判断に関する開示について IFRS S1 号第 74 項及び第 75 項の定めを日本版 S1 基準に取り入れることについて、特段反対の意見は寄せられていない。

- (1) ガイダンスの情報源に関する定めについて、次のようにした上で IFRS S1 号の定めを日本版 S1 基準に取り入れる。
- ① 「開示トピック」の定義において参照するガイダンスの情報源に「当委員会が公表するサステナビリティ開示基準」を追加する。
 - ② 「適用しなければならない」ガイダンスについて、IFRS S1 号において「IFRS サステナビリティ開示基準」となっているものを、日本版 S1 基準では「当委員会が公表するサステナビリティ開示基準」とする。
 - ③ 「SASB スタandard」について、日本版 S1 基準では、特定の時点（例えば、当委員会が日本版 S1 基準の公開草案を公表する日とすることが考えられる。）で公表されているものを参照し、その適用可能性を考慮することを要求する。
 - ④ ISSB が公表する「IFRS サステナビリティ開示基準」について、日本版 S1 基準では、「参照し、その適用可能性を考慮することができる」ガイダンスを追加する。
 - ⑤ 「適用可能性を考慮しなければならない」という定めを満たす方法について、日本版 S1 基準（結論の背景を想定している。）に記載する。
- (2) ガイダンスの情報源に関する定め適用プロセスに関する補足文書を開発する。

VI. 文案

73. 本資料における事務局提案を踏まえた日本版 S1 基準の文案イメージは、以下のとおりである。文案イメージは、日本版 S1 基準の内容に関する当委員会の審議のために作成するものであり、構成等については全体の文案を作成する段階で再度検討する予定である。なお、「¶S1.X」は参考にした IFRS S1 号の項番号を示している（これは当委員会の審議のためにのみ用いるものであり、確定した日本版 S1 基準からは削除する予定である。）。

(HP では非公表)

ディスカッション・ポイント

- ① 本資料の第 72 項に記載した事務局提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。
- ② 日本版 S1 基準の文案イメージについて、ご意見をいただきたい。
- ③ 本論点に関して、他に検討すべき事項があればご意見いただきたい。

以上